

運送事業者に対する行政処分(令和2年5月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和2年5月1日	山富自動車有限会社 (法人番号9070002012549) 代表者山澤富夫	群馬県高崎市倉賀野町2460-7	新潟営業所	新潟県新潟市江南区曙町3-12-7	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和元年7月12日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(道路運送車両法第41条及び第47条)	4	4
一般貨物	令和2年5月11日	松源運輸株式会社 (法人番号6230001001258) 代表者瀧野修司	富山県富山市西二俣111-1	本社営業所	富山県富山市西二俣111-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和元年12月5日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)アルコール検知器の常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	6	6
一般貨物	令和2年5月28日	株式会社石橋 (法人番号1230001000231) 代表者石橋隆二	富山県富山市草島古川6	本社営業所	富山県富山市草島字古川15-14	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年3月6日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)(2)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。